

南極観測事業における国立極地研究所が担当 する調査・観測によって得られた データ・サンプル取り扱いマニュアル

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 (ROIS)

データサイエンス共同利用基盤施設 (DS)

極域環境データサイエンスセンター (PEDSC)

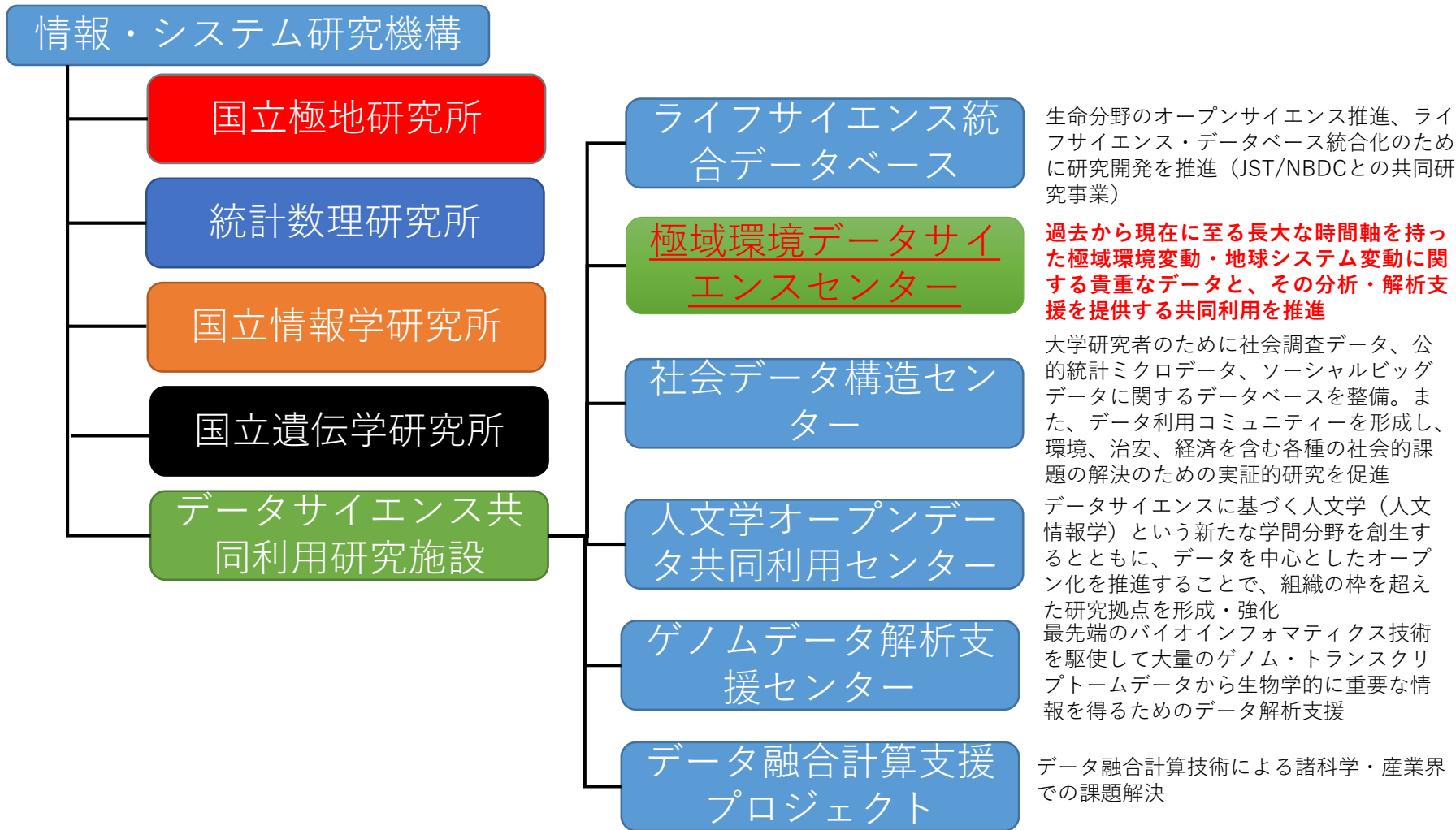
矢吹裕伯

国立極地研究所のデータに関する取り決め

- 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所データ・試資料の取り扱いに関する基本方針（研究所会議決定）：資料1
- 南極地域観測事業により得られた調査観測データ・サンプルの取扱要項（データマネジメント委員会決定）：資料2
- **南極観測事業における国立極地研究所が担当する調査・観測によって得られたデータ・サンプル取り扱いマニュアル（極域環境データサイエンスセンター：PEDSC）**

データ・サンプルの提出先

・情報・システム研究機構データサイエンス共同利用基盤施設極域環境データサイエンスセンター (PEDSC)



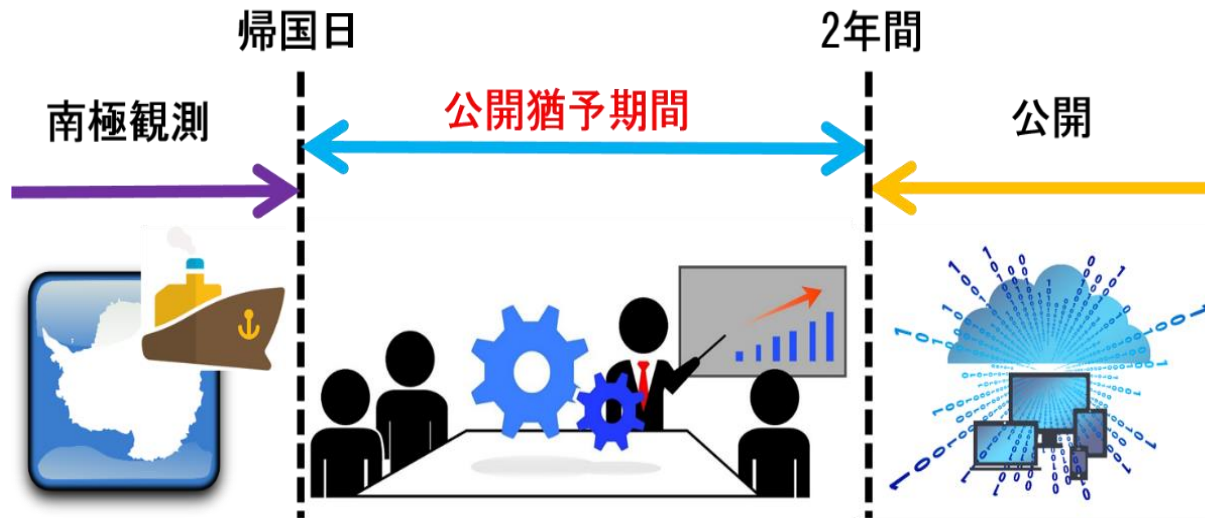
データの大原則

- 南極地域観測事業において**国立極地研究所**が担当する調査、および観測によって得られたデータ・サンプル、およびその際に派生して取得されたもの（データ・サンプル）
 - データ・サンプルは原則として**国立極地研究所**に帰属します。
 - **国立極地研究所**はデータ・サンプルを**保管し、公開**する義務を負います。
 - **代表者**はデータ・サンプルを**提出し、成果を報告**する義務を負います。
 - **代表者**は公開猶予期間内にデータ・サンプルを**優先的に使用できる権利**があります。

対象のデータ・サンプルの範囲

- 南極観測において **国立極地研究所が担当する調査**、および観測によって得られたデータ・サンプル
- 「データ」とは、南極観測で取得した、調査観測データ、画像（動画、静止画、写真を含む）、図面等の調査研究で得られた各種情報及びそれらを記録したもの、サンプルの分析データのことです。
- 「サンプル」とは、生物、堆積物、岩石、海水等の調査研究等で得られた標本のことです。
- * 研究目的の取得画像はデータ・サンプルに含まれますが、研究者持ち込みカメラで撮影した南極観測での日常生活の風景は対象外です。
- * 法令で提出を義務づけられている場合やその他の国際的な取決めによる場合等には、PEDSCへ報告の上で、それぞれの法令や取決めで定められているデータの提出、公開等の手続等をとらなければなりません。
- **メタデータについては、南極観測で取得するデータの情報一元化の観点から、可能な限りご提出をお願いします。（下記の2つ例外となる場合も）**
 - * 定常官庁が取得する観測データは、従来通り、担当の官庁のデータポリシーに基づいて公開することを原則とするため、本取り扱いの対象外です。
 - 公開利用研究や継続的国内外共同観測等についても対象外ですが、何らかの形でのデータ公開は必要です。（PEDSCをご利用いただくことも可能です。）

公開猶予期間とは



- 原則として、南極観測を担った観測隊の帰国日から公開されるまでの期間を「**公開猶予期間**」といいます。
- 公開猶予期間はデータ・サンプルを取得した研究観測およびモニタリング観測の**代表者が優先的に**そのデータ・サンプルを**使用し**、研究成果（論文など）を作成するために設けられています。
- 公開猶予期間中のデータの利用は**代表者と代表者が許可した者のみ利用が可能**です。
- **モニタリング観測データ**は、モニタリング観測の趣旨に鑑み、原則として**公開猶予期間を設けていません**。

メタデータシート

データ・サンプルを取り扱う際に必要なメタデータ（カタログ情報）を取りまとめるためのエクセルシート

<https://ads.nipr.ac.jp/antarctic> よりダウンロード可能

• データを取得した隊員

- 南極観測で得られた全ての観測データと取得サンプルのメタデータシートへの記入
- 作成したメタデータシートを**代表者**に提出

• 代表者

- メタデータシートを確認後、観測隊帰国日より1ヶ月以内にPEDSCの所定のメールアドレスへ提出

ads-jare@nipr.ac.jp

• PEDSC

- メタデータシートの記載内容に基づき、原則として、観測隊帰国日の2ヶ月後にメタデータの公開を行う。

<https://ads.nipr.ac.jp/antarctic>

| | 帰国後 |
|--------|-----|
| 提出期限 | 1ヶ月 |
| 公開猶予期限 | 2ヶ月 |

データ

メタデータシート提出時点で観測隊の帰国時の状態のデータ（低）の提出を行ってください。（主目的はデータの損失・散逸を防ぐのが目的）

| データの種類 | | 提出期限※ | 公開猶予期限※ | |
|-------------|---------------------------|-------------|---------|-------|
| 研究観測データ | 高 (Quality Controlled) | 公開可能なデータ | 1年* | 2年* |
| | 低 (Pre-Controlled) | 持ち帰った状態のデータ | 1ヶ月 | 公開しない |
| モニタリング観測データ | | 品質管理が終了次第 | 即時 | |

PEDSCの所定のメールアドレス（ads-jare@nipr.ac.jp）に提出。

メタデータシート提出時点で観測隊の帰国時の状態のデータ（低）の提出を行うか、PEDSCが推奨するサーバー（例：極地研Polarisなど）に保管してください。

- ※提出期限および公開猶予期限の基点は、原則として、データ・サンプルを取得した観測隊の帰国日とします。
- *分析データ等で特に時間を必要とする場合は別途定めます。
- *国際的な取り決めに基づく公開猶予期間がある場合等ここで定める公開猶予期間内に公開できない合理的な理由がある場合は、個別に公開猶予期間を定めます。
- 超高層データ等に関しては、これまで通りIUGONETのサーバーを利用してください。

データの公開

- 公開猶予期間内のデータの内部公開

- 公開猶予期間内のデータメタデータともに内部公開されます。

- <https://ads.nipr.ac.jp/antarctic>

- 内部公開とは個人に割り振られたID、PWによって利用が制限された領域内での公開です。

- ID、PWは研究代表者の請求によりPEDSCが発行します。

- 公開猶予期間後

- 原則的にオンラインにて一般に公開されます。

サンプル・試・資料の取り扱い

- サンプル・試・資料は、取得した地点情報等に関してメタデータシートに記載する。
 - ただしNIPR岩石リポジトリ（NRR）に登録され公開される岩石試料については、NRRへの登録を行っていただければ、4. で指定したメタデータシートへの登録は必要ありません。
 - NRR指定の登録シートにて、メタデータ登録期限と同じ1ヶ月以内に提出をお願いします。
- <https://ads.nipr.ac.jp/nrr/>
- サンプル等の分析データに関して
 - 成までに特に時間を必要とする場合は別途定めるものとします。